

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和六年度答申第三号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和六年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（社会援護課）

諮問日：令和4年12月13日

（令和4年度諮問第17号）

答申日：令和6年9月27日

（令和6年度答申第3号）

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成30年5月3日付けで審査請求人から提起のあった、A市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第3項の規定による保護決定処分3件（平成30年3月1日付けその他非稼働収入の認定に係る決定（以下「本件処分1」という。）、平成30年4月1日付け遡及による更新処理に係る決定（以下「本件処分2」という。）及び平成30年5月1日付け過払金収入充当に係る決定（以下「本件処分3」といい、本件処分1及び本件処分2と併せて「本件各処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

##### (1) 審理員による審理手続での審査請求人の主張の要旨

令和4年11月8日付けで審査庁に提出された3審理第118号の審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

##### (2) 審理員による審理手続後の審査請求人の主張の要旨

ア 株式会社B銀行b支店が処分庁に宛てた回答書（平成30年4月19日付けの「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」と題する書面（以下「B銀行回答書」という。))によると、審査請求人の銀行口座の調査依頼書は「関係先調査伺」と題する書面であるとされている。（B銀行回答書には「A第2号の75で依頼のあったこのことについては、次のとおりです」と記載され、「関係先調査伺」と題する書面にはこの「A第2号の75」という文書番号が記載されている。）。一方、処分庁がC株式会社c製作所に宛てた調査依頼書は、令和3年11月25日付けの「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）」と題する書面（以下「C宛て調査」という。）である。したがって、上記b支店にもC宛て調査と同様式の調査依頼書が処分庁から提出されているはずであり、処分庁が上記b支店に提出したとされる調査依頼書は改ざんされた文書である。

イ 審査請求人が処分庁に提出した平成26年9月5日付け同意書（以下「本件同意書」という。）の日付について、審査請求人は生活保護開始当初に本件同意書を出したと記憶しており、平成25年2月21日付け保護開始決定通知（以下「本件保護開始決定通知」という。）のとおり、本件同意書の日付は、平成25年2月15日前後のはずである。本件同意書の日付は、審査請求人が記入したかも知れないが、意味不明であり、審査請求人は記入したいきさつを覚えていない。

ウ 審査請求人は生活保護を受給するから同意書を出したのであって、生活保護が廃止された時点で、本件同意書記載事項に審査請求人は同意していない。審査請求人が生活保護を廃止された後も同意していなければならない法的根拠及び目的を示していただきたい（例えば「生活保護受給者は人間扱いしなくてよい」等）。

エ 処分庁の令和4年5月6日付け回答書（以下「処分庁回答書」という。）によると、処分庁が審査請求人に宛てた平成30年12月5日付け「2018年3月1日の非稼働収入認定について」と題する書面（以下「非稼働収入認定通知」という。）に記載されている預貯金調査理由が変更されていると捉えられる。A市・処分庁の提出資料に信ぴょう性があるのか疑問が生じる。

オ なお、審査請求人は、本件審査請求に係る証拠としてB銀行回答書、関係先調査伺、C宛て調査、本件同意書、本件保護開始決定通知、平成30年12月26日付け保護廃止決定通知書、処分庁回答書及び非稼働収入認定通知を審査会に提出した。

## 2 審査庁の主張の要旨

令和4年12月13日付け諮問説明書

### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

### (2) 考え方の理由

#### ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

#### イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

#### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 本件各処分が違法又は不当であるか否かについて

- (1) 本件各処分は、処分庁が、平成30年3月30日にC株式会社から審査請求人の株式会社B銀行の口座に振り込まれた〇円（以下「本件振込金」という。）を平成30年3月分の収入として認定したことにより行われたものである。

(2) 本件振込金について

ア 本件振込金があったことについては、平成30年4月18日に処分庁が法第29条第1項の規定に基づき行った預貯金調査（以下「本件預貯金調査」という。）により、処分庁が把握したものである。

処分庁は、審査請求人について、保護を開始した平成25年以降、例年4月下旬に、C株式会社から実績報奨金（特許関係）の入金があったことから（なお、保護開始以降、同社から審査請求人に対し、実績報奨金以外の入金があったとは認められない。）、本件振込金についても例年どおりの実績報奨金（特許関係）の入金があったと判断して、収入と認定したことが認められる。

処分庁は、審査請求人本人又はC株式会社に確認を行わないまま、本件振込金を実績報奨金（特許関係）であるとして収入と認定し、本件処分1を行っており、本件振込金の実績報奨金（特許関係）であることの挙証資料がないまま本件処分1を行ったことは、いささか拙速なものであり、問題があったことは否定できない。しかしながら、C宛て調査依頼に対する令和3年12月3日付けのC株式会社c製作所の回答書（「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」と題する書面（以下「C回答書」という。））によると、本件振込金は実績報奨金（特許関係）であるとされており、平成30年3月分の審査請求人の収入として認定すべき金員であることは明らかである。

イ C株式会社から審査請求人に振り込まれた実績報奨金（特許関係）は、審査請求人の保有する知的財産権（特許権）をC株式会社が使用することに伴って支払われるものであると認められるから、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3(2)ウの財産収入として、審査請求人の収入として認定されることとなる。このため、本件振込金も、全額が審査請求人の収入として認定されることとなる。

ウ したがって、本件振込金は、審査請求人の平成30年3月分の収入として認定すべき収入であったことが認められる。

(3) 本件預貯金調査について

ア 審査請求人は、実績報奨金は例年4月下旬に振り込まれており、本件預貯金調査を平成30年4月18日に行う必要はなく、本件預貯金調査が違法である旨主張している。

しかしながら、本件預貯金調査は、実績報奨金の入金確認を目的としたものではなく、生命保険解約返戻金に関する収入調査として行われたものであるとされており処分庁回答書7(2)、ケース記録によると、平成30年4月24日に開催されたケース診断会議において、審査請求人の未申告収入について、法第78条に基づ

き〇円を徴収することが決定されていることが認められる一方、本件預貯金調査が、法第29条第1項に規定されている「保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるとき」に該当しないとする特段の事情は認められない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。

イ なお、本件預貯金調査を行った理由（調査の目的及び必要性）については、関係先調査伺（本件預貯金調査の起案文書）には記載されておらず（この点について審査請求人も指摘している。）、ケース記録にも記載がないが、このことについて、処分庁は「生活保護法第29条調査は、保護の実施機関が「必要があると認めるときは」できるものである。そして、そのような必要性を示さず、決裁文書にも通知文書にも必要性を支える事情は記載しないのが通常である。」（令和4年8月30日付け第4次再弁明書（以下「第4次再弁明書」という。））旨弁明している。

法第29条第1項の規定による調査は、保護の実施機関が「必要があると認めるとき」に行うことができるとされているものの、必要のない調査を行う権限までは認められておらず、保護の実施機関として、調査を行うべき理由については、明確にしておく必要がある。

処分庁は、本件預貯金調査を行った理由については、処分庁回答書7(2)において説明しているが、この理由について、関係先調査伺（本件預貯金調査の起案文書）やケース記録に明確に記録されていないことは、問題があったといわざるを得ない。

ウ また、審査請求人は、本件預貯金調査に係る関係先調査伺の起案日や決裁者、本件預貯金調査の施行日及び本件預貯金調査の回答日から、本件預貯金調査の内容が無効である旨主張しているが、本件預貯金調査については、処分庁において平成30年4月18日にその実施について起案された後、決裁の経路を経て、実施に移され、処分庁は、株式会社B銀行b支店から平成30年4月18日時点の預金残額及び同月19日に出力された「預金取引明細照会（流動性）」（審査請求人の銀行口座の入出金記録を指す。（以下「本件預貯金明細」という。））を受領したことが認められる（B銀行回答書）から、本件預貯金調査の経過に、特段の問題は見当たらない。

なお、関係先調査伺は、査察指導員による決裁がされ、本件預貯金調査が実施されており、課長による決裁によって本件預貯金調査が行われてはいないが、このことは処分庁内における専決権限の問題であり、課長による決裁でないことにより、本件預貯金調査が直ちに違法なものと認められるわけではない。

(4) 本件各処分について

ア 本件処分1は、処分庁が、平成30年4月19日に審査請求人の銀行口座に本件振込金の入金があったことを確認し、確認日から3月以内である平成30年3月分の保護費について遡及して変更を行ったものである。これは、生活保護手帳別冊問答集（以下「別冊問答集」という。）問13-2の答3に沿ったものであり、妥当な取扱いであったと認められる。

イ また、本件処分1により過支給となった保護費〇円については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2(8)により、平成30年5月分の収入充当額として取り扱った上、平成30年5月分として支給する保護費から控除することとし、本件処分3を行ったものであり、妥当なものであったと認められる。

ウ なお、本件処分2は、本件処分1により平成30年3月分の保護費が遡及して変更となったこと、また、平成30年5月分として実際に支給される保護費の額の変更があったことに伴い、平成30年4月分の保護費についても更新決定されたことに伴うものであるとされており、処分庁の説明（処分庁回答書5(4)）によると、平成30年4月分の保護費には変更がないことを示すために平成30年4月19日付け保護変更決定通知書（平成30年4月1日付けの「遡及による更新処理」に係るもの。以下「本件処分通知2」という。）により通知したとしている。

本件振込金の収入認定に当たって、平成30年4月分の保護費については、当初の決定から特段の変更がなされたものとは認められず、本件処分2を行う必要性があったかどうかについては疑義があるものの、本件処分2について、取り消すべき違法又は不当な点があるとまでは認められない。

(5) 処分理由の記載について

ア 平成30年4月19日付け保護変更決定通知書（平成30年3月1日付けの「その他非稼働収入の認定」に係るもの。以下「本件処分通知1」という。）には、本件処分1の理由として、「その他非稼働収入の認定」とのみ記載されており、処分庁が審査請求人のどの収入を「その他非稼働収入」と認定し、本件処分1を行ったのかについて示されていない。

イ この点について、審査請求人は、本件処分1の時点では、「その他非稼働収入」があったこと及び本件振込金の実績報奨金（特許関係）であるとの証拠が示されていないことをもって、本件処分1が違法である旨主張している。

ウ 不利益処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項本文において、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」とされており、また、同条第3項において、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない」とされている。また、法第25条第2項の規定により職

権により保護の変更決定を行う場合には、「書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」とされており、同項後段において準用する法第24条第4項の規定において、当該書面には「決定の理由を付さなければならない」とされている。

行政手続法第14条第1項の趣旨は、「名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」であるとされている（最高裁判所平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷判決（以下「平成23年最高裁判決」という。）など参照）。そして、このような趣旨からすると、不利益処分に当たり「どの程度の理由を提示すべきかは」、「当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」とされている（平成23年最高裁判決など参照）。

エ 本件処分通知1には、形式上、本件処分1の理由として「その他非稼働収入の認定」と記載されているが、この記載のみでは、処分庁がどのような事実関係及び判断基準に基づき、どの金員を「その他非稼働収入」として認定し、本件処分1を行うに至ったのかについて、審査請求人が知ることができるとは認められない。

このことからすると、本件処分通知1における処分理由の記載は、行政手続法第14条により求められる程度の内容であったとは認められない。

オ なお、前記1(2)アのとおり、処分庁は、本件振込金の実績報奨金（特許関係）であることについて、審査請求人本人又はC株式会社に確認を行わないまま、本件処分1を行っており、処分庁は、本件処分1の時点においては、本件振込金の実績報奨金（特許関係）であり、「その他非稼働収入」に該当することについての根拠を示すことはできなかったことが認められる。

カ 以上のことからすると、本件処分通知1における保護の変更理由の記載内容は、行政手続法第14条第1項本文の要求する処分理由の提示としては、不備があったと判断せざるを得ない。また、このことは、法第25条第2項において準用する法第24条第4項の規定にも反したものであるといわざるを得ない。

(6) 審査請求人は、保護が廃止された後に処分庁がC宛て調査を行ったことは違法であり、違法な調査により処分庁が受領したC回答書も無効であると主張している。

C宛て調査は、本件審査請求における弁明に当たって処分庁が行ったもので、本件振込金の実績報奨金であることを、実績報償金の支払元であるC株式会社に対して確認したものである。

法第29条第1項は、「被保護者であった者」について、「保護の決定若しくは実施」のために、「保護を受けていた期間」における「収入の状況」について、「保護の実施機関及び福祉事務所長」（本件においては処分庁）が、被保護者であった者の「雇い主その他の関係人」に対して「報告を求めることができる」と規定している。

C宛て調査は、審査請求人が処分庁において保護を受けていた平成30年3月の収入に関するものであり、この調査自体が法第29条第1項に照らして違法なものであったとまでは認められない。

本来であれば、本件振込金に係るC株式会社に対する調査は、本件処分1を行う際に行われているべきものであったことは否定できないが、令和3年11月に行われたC宛て調査の結果によって、本件振込金について、収入認定すべき収入であるとの判断が変わるものではない。

- (7) また、審査請求人は、本件振込金の収入認定に当たり、処分庁が審査請求人の個人情報悪用していることを主張しているが、本件預貯金調査及びC宛て調査が違法なものであるとは認められないことは前記1(3)及び(6)のとおりであり、処分庁が審査請求人の個人情報悪用していることを認めるに足る証拠はない。
- (8) 審査請求人は、処分庁への収入申告は年1回行えばよく、例年6月に行っており、本件振込金の収入申告についても処分庁からの特段の指導はなく、収入申告の義務を怠っていなかった旨主張している。
- 本件各処分に当たり、審査請求人が本件振込金について処分庁に収入申告を行っていたとの事情は認められないが、本件各処分は、審査請求人が本件振込金についての収入申告を怠ったことを理由として行われたものではないから、審査請求人が本件収入申告を怠っていなかったとしても、本件各処分の違法又は不当の判断に、影響を及ぼすものではない。
- (9) その他、審査請求人は、処分庁が文書の偽造や改ざんを行っている等の主張を行っているが、この点に係る審査請求人の主張は、根拠を欠く独自のものであり、失当である。
- (10) 以上を総合すると、本件振込金の収入認定における処分庁の調査手続に問題があったことが認められ、また、本件処分通知1には処分理由の提示（行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項後段において準用する法第24条第4項）の不備があることが認められるものの、処分庁が本件振込金について、平成30年3月分の収入として認定したこと自体は妥当であり、本件振込金相当額について、平成30年3月分として審査請求人に支給した保護費が過支給となり、その後、返還させる（又は翌月以降に支給する保護費から控除する）必要があったことは、明らかである。

本件処分通知1における処分理由の提示に不備があったとしても、本件振込金は

平成30年3月分の収入として認定されるべき収入であり、結果として本件各処分における処分の内容そのものを変更すべき事情がないことからすると、仮に理由提示の不備を理由として本件各処分を取り消したとしても、処分理由を明示した上で、再度、保護の変更決定処分が行われることとなるにすぎない。

このことからすると、本件各処分が、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは認められない。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年12月13日）

2 第1回審議（令和6年4月19日）  
本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和6年6月21日）  
本件審査請求に係る審議を行った。

4 第3回審議（令和6年9月27日）  
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法の規定中、第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。」と、第4条は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、第8条は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とそれぞれ規定している。

第29条は「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、……に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」と、同条第1号に「要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関に

おける保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。) 」としている。

第61条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」としている。

## (2) 次官通知によると

### 「第8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

#### 1 収入に関する申告及び調査

(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行なわせること。

ア (略)

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想される時。

(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行なわせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

(4) 収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行なう等収入源について直接に把握すること。

#### 2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前三箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

#### 3 認定指針

(1) (略)

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア・イ (略)

ウ 財産収入

(ア) 田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定すること。

(イ) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(ア)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

エ (略)

(3)―(5) (略) 」

(3) 局長通知によると

「第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(1)―(4) (略)

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入（審査会注：勤労（被用）収入、農業収入、農業以外の事業（自営）収入及び恩給・年金等の収入を指す。）以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続き6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

第10 保護の決定

2 保護の要否及び程度の決定

(1)―(7) (略)

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエ（審査会注：賞与及び期末手当に係る収入認定の取扱い）によるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）

(9) (略) 」

(4) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によると

「第8 収入の認定

問55 収入認定の取り扱いに当たっては、次官通知第8の1において、要保護者に申告を行わせることとなっているが、申告の時期等について具体的に示されたい。

答 収入に関する申告は、法第61条により被保護者の届出義務とされていることから、次官通知第8の1の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させる必要がある。

また、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。

なお、被保護者が常用雇用されている等各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3箇月ごとで差しつかえないこと。

さらに、前記のほか、保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせること。」

(5) 別冊問答集によると

「問10-14 決定通知書の決定理由

(問) 決定通知書の決定理由はどう記載されるべきか。

(答) 本法（審査会注：法を指す。以下1(5)において同じ。）において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第24条第4項、第25条第2項及び第26条）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。

問13-2 扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例

(問) 次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。

(a)―(c) (略)

(d) 収入増の事実が明らかとなったため、既に算定した収入充当額が過少となったとき。

(e) (略)

(答)

1・2 (略)

### 3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い

(c)及び(d)の場合、それぞれ(a)及び(b)と同様である。すなわち、収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべきである。

この場合の保護費支給額の事後調整の方法については、(c)のような場合で追加支給を要するときは、課（審査会注：課長通知を指す。）第10の11にあるように収入充当額の認定を遡及変更して保護費の追加支給を行う。また、(d)のような場合で、既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局（審査会注：局長通知を指す。以下1(5)において同じ。）第10の2の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。

この取扱いは、遡及変更が3か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。

すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。

イ 確認月からその前々月までの分であっても法第80条を適用すべき事情があるときは、この取扱いは認められないこと。

なお、収入の増加が事後になって明らかとなった場合（(d)のケース）も、(b)について述べたと同様、戻入、法第63条による返還、法第80条の適用が考えられる。

ただ、収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法第80条の適用は安易に考えるべきではない。発見月、その前月又は前々月の収入増減（賞与、期末手当等による）については、局第10の2の(7)のエの規定により相当の範囲まで事後調整ができるものとして取り扱うべきであろう。（このことは臨時的な収入について6か月間の分割認定が認められていることとの均衡からも理解されよう。）

### 4 （略）」

- (6) A市においては、A市福祉事務所設置条例（昭和○年A市条例第○号）第○条の規定により設置されたA市福祉事務所において、法に基づく保護に関する事務を行うこととされている（A市福祉事務所設置条例第○条）。
- (7) 保護の実施等の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

- (8) 次官通知、局長通知及び課長通知は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされている。
- (9) また、厚生労働省からは、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が示されており、これを元にした生活保護担当職員用の手引書として、別冊問答集が出されている。
- (10) 以上の法令等の規定を前提に、本件各処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

## 2 理由

- (1) 本件各処分が違法又は不当であるか否かについて  
本件各処分は、処分庁が、本件振込金を平成30年3月分の収入として認定したことにより行われたものである。
- (2) 手続面について
  - ア 本件処分通知1には、本件処分1の理由として、「その他非稼働収入の認定」と記載されている。
  - イ 不利益処分については、行政手続法第14条第1項本文において、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」としており、また、同条第3項において、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない」とされている。
  - ウ 行政手続法第14条第1項の趣旨は、最高裁判所平成21年（行ヒ）第91号平成23年6月7日判決によれば、「名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」とされている。
  - エ これを本件についてみるに、処分庁は、審査請求人の生命保険解約返戻金に関する調査（本件預貯金調査）を行った際に本件振込金の存在を把握したが、ケース記録によると、「非稼働収入」と認定する前の段階において、審査請求人やC株式会社に対して本件振込金が審査請求人の口座に入金された経緯を確認しておらず、また、本件処分1を行う時点に至ってもなお審査請求人に対して本件振込金について明らかにするよう申告指導を行っていなかったことが認められる（処分庁においても、本件各処分を行う前に審査請求人やC株式会社に対して本件振込金についての調査を行っていなかったことを自認している（処分庁回答6(2)）。加えて、処分庁は、毎年度、同じ時期に実績報奨金（特許関係）が審査請求人の口座に入金されている事実をもって、本件振込金について何ら調査することなく実績報奨金（特許関係）として「非稼働収入」と認定したことを自認している

(処分庁回答書6(4))。

そうすると、処分庁は、明確な根拠なく推測に基づいて本件振込金を「非稼働収入」として認定し、これを本件処分1の理由として提示したものである。このことは、行政手続法第14条第1項の趣旨（行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制する）を没却するものであり、その限度において本件処分1は違法であるといわざるを得ない。

(3) 実体面について

本件処分1は、前記2(2)のとおり手続に瑕疵があり、違法との判断を免れないが、実体面においても違法又は不当な点がないか、以下検討する。

ア 本件振込金について

(ア) 処分庁は、審査請求人について、保護を開始した平成25年以降、例年4月下旬に、C株式会社から実績報奨金（特許関係）の入金があったことから（なお、保護開始以降、同社から審査請求人に対し、実績報奨金以外の入金があったことは認められない。）、本件振込金についても例年どおりの実績報奨金（特許関係）の入金があったと判断して、収入と認定したことが認められる。

(イ) このように、処分庁が本件振込金を実績報奨金（特許関係）であると判断したことについては、C回答書により正しかったことが明らかになっている。

また、実績報奨金（特許関係）は、審査請求人の保有する知的財産権（特許権）をC株式会社が使用することに伴って支払われるものであるから、審査請求人の収入として認定されるものである（次官通知第8の3(2)ウ参照）。

以上のことから、本件振込金を審査請求人の平成30年3月分の収入とした処分庁の判断は、結果的には誤りがなかったと認められる。

イ 本件預貯金調査について

(ア) 審査請求人は、実績報奨金は例年4月下旬に振り込まれており、本件預貯金調査を平成30年4月18日に行う必要はなく、本件預貯金調査が違法である旨主張している。

しかしながら、本件預貯金調査は、実績報奨金の入金確認を目的としたものではなく、生命保険解約返戻金に関する収入調査として行われたものであるとされており（処分庁回答書7(2)）、ケース記録によると、平成30年4月24日に開催されたケース診断会議において、審査請求人の未申告収入について、法第78条に基づき215,345円を徴収することが決定されていることが認められる一方、本件預貯金調査が、法第29条第1項に規定されている「保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるとき」に該当しないとする特段の事情は認められない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。

(イ) なお、本件預貯金調査を行った理由（調査の目的及び必要性）については、関係先調査伺には記載されておらず（この点について審査請求人も指摘している。）、ケース記録にも記載がないが、このことについて、処分庁は「生活保護法第29条調査は、保護の実施機関が「必要があると認めるときは」できるものである。そして、そのような必要性を示さず、決裁文書にも通知文書にも必要性を支える事情は記載しないのが通常である。」（第4次再弁明書）旨弁明している。

法第29条第1項の規定による調査は、保護の実施機関が「必要があると認めるとき」に行うことができるとされているものの、必要のない調査を行う権限までは認められておらず、保護の実施機関として、調査を行うべき理由については、明確にしておく必要がある。

処分庁は、本件預貯金調査を行った理由について処分庁回答書7(2)において説明しているが、この理由について、関係先調査伺やケース記録に明確に記録されていないことは、問題があったといわざるを得ない。

(ウ) また、審査請求人は、本件預貯金調査に係る関係先調査伺の起案日や決裁者、本件預貯金調査の施行日及び本件預貯金調査の回答日から、本件預貯金調査の内容が無効である旨主張しているが、本件預貯金調査については、処分庁において平成30年4月18日にその実施について起案された後、決裁の手続を経て、実施に移され、処分庁は、株式会社B銀行b支店から平成30年4月18日時点の預金残額及び本件預金明細を受領したことが認められる（B銀行回答書）から、本件預貯金調査の経過に、特段の問題は見当たらない。

なお、関係先調査伺は、査察指導員による決裁がされ、本件預貯金調査が実施されており、課長による決裁によって本件預貯金調査が行われてはいないが、このことは処分庁内における専決権限の問題であり、課長による決裁でないことにより、本件預貯金調査が直ちに違法なものであると認められるわけではない。

#### ウ 本件各処分について

(ア) 本件処分1は、処分庁が、平成30年4月19日に審査請求人の銀行口座に本件振込金の入金があったことを確認し、確認日から3月以内である平成30年3月分の保護費について遡及して変更を行ったものである。これは、別冊問答集問13-2の答3に沿ったものであり、妥当な取扱いであったと認められる。

(イ) また、本件処分1により過支給となった保護費〇円については、局長通知第10の2(8)により、平成30年5月分の収入充当額として取り扱った上、平成30年5月分として支給する保護費から控除することとし、本件処分3を行ったものであり、妥当なものであったと認められる。

ウ) なお、本件処分2は、本件処分1により平成30年3月分の保護費が遡及して変更となったこと、また、平成30年5月分として実際に支給される保護費の額の変更があったことに伴い、平成30年4月分の保護費についても更新決定されたことに伴うものであるとされており、処分庁回答書5(4)によると、平成30年4月分の保護費には変更がないことを示すために本件処分通知2により通知したとしている。

本件振込金の収入認定に当たって、平成30年4月分の保護費については、当初の決定から特段の変更がなされたものとは認められず、また、本件処分1において「返納額のうち、○円は平成30年5月に○円収入充当します。」と記載もあるとおり、本件処分2の更新決定を行う必要性があったかについては疑義があるものの、本件処分2について、取り消すべき違法又は不当な点があるとはまでは認められない。

エ 審査請求人は、C宛て調査を行ったことは違法であり、違法な調査により処分庁が受領したC回答書も無効であると主張している。

C宛て調査は、本件審査請求における弁明に当たって処分庁が行ったもので、本件振込金の実績報奨金であることを、実績報償金の支払元であるC株式会社に対して確認したものである。

法第29条第1項は、「被保護者であった者」について、「保護の決定若しくは実施」のために、「保護を受けていた期間」における「収入の状況」について、「保護の実施機関及び福祉事務所長」（本件においては処分庁）が、被保護者であった者の「雇い主その他の関係人」に対して「報告を求めることができる」と規定している。

C宛て調査は、審査請求人が処分庁において保護を受けていた平成30年3月の収入に関するものであり、この調査自体が法第29条第1項に照らして違法なものであったとはまでは認められない。

本来であれば、本件振込金に係るC株式会社に対する調査は、本件処分1を行う際に行われているべきものであったことは否定できないが、令和3年11月に行われたC宛て調査の結果によって、本件振込金については、収入認定すべき収入であることが明らかになっている。

オ また、審査請求人は、本件振込金の収入認定に当たり、処分庁が審査請求人の個人情報を悪用していると主張しているが、本件預貯金調査及びC宛て調査が違法なものであるとは認められないことは前記2(3)イ及びエのとおりであり、処分庁が審査請求人の個人情報を悪用していると認めるに足る証拠はない。

カ 審査請求人は、処分庁への収入申告は年1回行えばよく、例年6月に行っており、本件振込金の収入申告についても処分庁からの特段の指導はなく、収入申告

の義務を怠っていなかった旨主張している。

しかしながら、審査請求人による収入申告の有無については、本件各処分が違法又は不当であるか否かの判断に影響しない。

キ 本件同意書の有効性について

審査請求人は、本件同意書について、生活保護が廃止された時点で同意書記載事項については同意していないと主張している。しかしながら、「被保護者であった者」についての調査権限については前記2(3)エのとおり法に規定されており、処分庁が調査を行うことについて違法又は不当な点は認められない。

ク その他、審査請求人は、処分庁が文書の偽造や改ざんを行っている、本件預貯金調査の理由が変更されているなどと主張するが、この点に係る審査請求人の主張は、根拠を欠く独自のものであるか、又は本件各処分が違法若しくは不当であるか否かの判断に影響を与えるものではない。

ケ 以上を総合すると、本件預貯金調査の際の理由の記載や、本件処分1を行う際に本件振込金に係るC株式会社に対する調査を行うべきものであった点など、問題は認められるものの、結果として本件振込金に関しては収入認定すべき収入であるとの判断は変わるものではなく、実体面に着目すれば直ちに本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分1は、行政手続法第14条第1項本文の求める理由の提示を欠いた点で違法な処分といわざるを得ず、この点については本件審査請求に理由があるから、行審法第46条第1項の規定により、本件処分1は取り消されるべきである。また、それに伴い、本件処分2も取り消されるべきであり、本件処分3については「過払金の収入充当」の部分について取り消されるべきである。

第6 付言

本件審査請求から審理員指名されるまで3年超を要しており、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するという行政不服審査法の目的を踏まえると、より速やかに審理手続を進めることが望まれる。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人

の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。